



2023年5月29日

各位

会社名 株式会社ネオジャパン
代表者名 代表取締役社長 齋藤 晶議
(コード番号：3921 東証プライム市場)
問い合わせ先 取締役経理財務担当 常盤 誠
(TEL. 045-640-5900)

従業員向け業績条件型譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、一定の条件を満たす当社の従業員に対するインセンティブ制度として、従業員向け業績条件型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入の目的

本制度は、一定の条件を満たす当社の従業員に対して、当社の中長期的な企業価値向上及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、業績に対するコミットメントを持たせることを目的として導入される制度です。

2. 本制度の概要

(1) 割当対象者

本制度の割当対象となるのは、一定の条件を満たす当社従業員（以下、「割当対象者」という。）であり、業績条件型譲渡制限付株式の割当を決定する時点において、割当を希望するものを予定しております。

(2) 金銭報酬債権の支給及び現物出資

本制度は、割当対象者に対して、当社の取締役会決議に基づき業績条件型譲渡制限付株式を割り当てるために金銭債権を支給し、割当対象者は、当該金銭債権を現物出資財産として当社に払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

なお、当社は割当対象者に対し、現物出資財産として給付するために金銭報酬債権を支給しますが、これにより付与対象者の賃金が減額されることはありません。

(3) 業績条件型譲渡制限付株式の払込金額

本制度により割当対象者に対して発行又は処分される譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社の取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、割当対象者に特に有利な金額とならない範囲において当社の取締役会において決定いたします。

(4) 業績条件型譲渡制限付株式割当契約の締結

本制度に基づく普通株式の発行又は処分にあたっては、割当対象者が、上記の現物出資に同意していること及び当社と割当対象者との間で、以下の内容を含む業績条件型譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件として支給するものとします。

- ① 割当対象者は、一定期間、本制度に基づき発行又は処分を受けた普通株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与、遺贈その他の処分をしてはならないこと。
- ② 一定の事由が生じた場合には、当社が当該普通株式の全部又は一部を無償取得すること。
- ③ 譲渡制限の解除条件の内容等、本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以上